上尾市児童福祉法に基づく家庭支援事業の利用勧奨及び支援提供の実施に関する規則をここに公布する。

令和７年１月２９日

上尾市長　　畠　山　　稔

上尾市規則第２号

上尾市児童福祉法に基づく家庭支援事業の利用勧奨及び支援提供の実施に関する規則

（趣旨）

第１条　この規則は、家庭支援事業（児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号。以下「法」という。）第２１条の１８第１項に規定する家庭支援事業をいう。以下同じ。）に関し、同項の規定による利用の勧奨（以下「利用勧奨」という。）及び同条第２項の規定による支援の提供（以下「支援提供」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

（対象事業）

第２条　利用勧奨及び支援提供の対象となる家庭支援事業は、次の各号に掲げる事業（本市が実施するものに限る。以下「対象事業」という。）とする。

(1)　法第６条の３第３項に規定する子育て短期支援事業

(2)　法第６条の３第５項に規定する養育支援訪問事業

(3)　法第６条の３第７項に規定する一時預かり事業

(4)　法第６条の３第１９項に規定する子育て世帯訪問支援事業

（利用勧奨）

第３条　利用勧奨は、上尾市家庭支援事業利用勧奨通知書（第１号様式）を法第２１条の１８第１項に定める者（以下「対象者」という。）に通知することにより、これを行うものとする。

（支援提供の実施方法）

第４条　支援提供は、対象事業を適切に運営することができると市長が認める団体及び事業者（以下「受託事業者等」という。）に委託することができる。

（支援提供）

第５条　市長は、支援提供をするときは、上尾市家庭支援事業支援提供決定

通知書（第２号様式）により、その旨を対象者に通知するものとする。

２　市長は、前項の規定による通知をしたときは、上尾市家庭支援事業支援提供通知書（第３号様式）により、その旨を受託事業者等に通知するものとする。

３　市長は、第１項の規定による通知をした日以後において、当該通知を受けた者（以下「被提供者」という。）が対象者に該当しなくなったとき、又は当該被提供者から支援提供を拒否する旨の申出があったときは、上尾市家庭支援事業支援提供終了通知書（第４号様式）を当該被提供者に通知し、支援提供を終了するものとする。

４　市長は、前項の規定により支援提供を終了したときは、上尾市家庭支援事業支援提供終了通知書（受託事業者等用）（第５号様式）により、その旨を受託事業者等に通知するものとする。

（費用負担）

第６条　被提供者は、支援提供に係る対象事業の利用に要する費用の負担を要しない。ただし、当該対象事業の利用期間中に受託事業者等が保護者に代わり医療費、交通費等を負担した場合その他の被提供者が当該費用を負担すべき場合にあっては、この限りでない。

２　前項本文の規定にかかわらず、市長は、被提供者の経済的状況その他の事由により当該被提供者が同項に定める費用を負担することができると認めるときは、法第５６条第２項の規定により当該費用を徴収することができる。

３　前２項の場合における被提供者の第１項に定める費用の負担については、次の各号に掲げる対象事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める規定（以下この項において「費用負担規定」という。）の例による。この場合において、市長は、前項の規定により当該費用を徴収するときは、費用負担規定に定める額を超えてはならない。

(1)　第２条第１号に掲げる事業（上尾市子どもショートステイ事業実施規則（平成３１年上尾市規則第３２号）第１条に規定する子どもショートステイ事業に該当するものに限る。）　同規則第１２条

(2)　第２条第１号に掲げる事業（上尾市子どもトワイライトステイ事業実施規則（令和５年上尾市規則第４４号）第１条に規定する子どもトワイライトステイ事業に該当するものに限る。）　同規則第１１条

(3)　第２条第３号に掲げる事業　上尾市立保育所における一時預かり事業の実施に関する規則（平成２１年上尾市規則第４３号）第１２条

(4)　第２条第４号に掲げる事業　上尾市子育て世帯訪問支援事業実施規則（令和６年上尾市規則第３４号）第１１条

（その他）

第７条　この規則に定めるもののほか、利用勧奨及び支援提供の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

（施行期日）

第１条　この規則は、令和７年２月１日から施行する。

（上尾市立保育所における一時預かり事業の実施に関する規則の一部改正）

第２条　上尾市立保育所における一時預かり事業の実施に関する規則の一部を次のように改正する。

第１２条を第１３条とし、第１１条を第１２条とし、第１０条の次に次の１条を加える。

（利用の勧奨及び支援の提供）

第１１条　法第２１条の１８第１項の規定による利用の勧奨及び同条第２項の規定による支援の提供は、上尾市児童福祉法に基づく家庭支援事業の利用勧奨及び支援提供の実施に関する規則（令和７年上尾市規則第２号）に定めるところにより実施するものとする。

別表中「（第１１条関係）」を「（第１２条関係）」に改める。

（上尾市子どもショートステイ事業実施規則の一部改正）

第３条　上尾市子どもショートステイ事業実施規則の一部を次のように改正する。

第１３条を第１４条とし、第１０条から第１２条までを１条ずつ繰り下げ、第９条の次に次の１条を加える。

（利用の勧奨及び支援の提供）

第１０条　法第２１条の１８第１項の規定による利用の勧奨及び同条第２項の規定による支援の提供は、上尾市児童福祉法に基づく家庭支援事業の利用勧奨及び支援提供の実施に関する規則（令和７年上尾市規則第２号）に定めるところにより実施するものとする。

別表第１中「（第１１条関係）」を「（第１２条関係）」に改める。

別表第２中「（第１２条関係）」を「（第１３条関係）」に改める。

第１０号様式中「（第１１条関係）」を「（第１２条関係）」に改める。

第１１号様式中「（第１２条関係）」を「（第１３条関係）」に、「第１２条第１項」を「第１３条第１項」に改める。

第１２号様式中「（第１２条関係）」を「（第１３条関係）」に改める。

第１３号様式中「（第１２条関係）」を「（第１３条関係）」に、「第１２条第１項」を「第１３条第１項」に改める。

（上尾市子どもショートステイ事業実施規則の一部改正に伴う経過措置）

第４条　この規則の施行の際、現に提出されている前条の規定による改正前の上尾市子どもショートステイ事業実施規則の様式（次項において「旧様式」という。）による書類は、同条の規定による改正後の上尾市子どもショートステイ事業実施規則の様式によるものとみなす。

２　この規則の施行の際、現に存する旧様式による用紙は、当分の間、これに所要の修正を加え、なお使用することができる。

（上尾市産前産後ヘルパー派遣事業実施規則の廃止）

第５条　上尾市産前産後ヘルパー派遣事業実施規則（令和元年上尾市規則第２号）は、廃止する。

（上尾市子どもトワイライトステイ事業実施規則の一部改正）

第６条　上尾市子どもトワイライトステイ事業実施規則の一部を次のように改正する。

第１３条を第１４条とし、第１０条から第１２条までを１条ずつ繰り下げ、第９条の次に次の１条を加える。

（利用の勧奨及び支援の提供）

第１０条　法第２１条の１８第１項の規定による利用の勧奨及び同条第２項の規定による支援の提供は、上尾市児童福祉法に基づく家庭支援事業の利用勧奨及び支援提供の実施に関する規則（令和７年上尾市規則第２号）に定めるところにより実施するものとする。

別表第１中「（第１０条関係）」を「（第１１条関係）」に改める。

別表第２中「（第１２条関係）」を「（第１３条関係）」に改める。

第９号様式中「（第１０条関係）」を「（第１１条関係）」に改める。

第１０号様式中「（第１２条関係）」を「（第１３条関係）」に、「第

１２条第１項」を「第１３条第１項」に改める。

第１１号様式中「（第１２条関係）」を「（第１３条関係）」に改める。

第１２号様式中「（第１２条関係）」を「（第１３条関係）」に、「第１２条第１項」を「第１３条第１項」に改める。

（上尾市子どもトワイライトステイ事業実施規則の一部改正に伴う経過措置）

第７条　この規則の施行の際、現に提出されている前条の規定による改正前の上尾市子どもトワイライトステイ事業実施規則の様式（次項において「旧様式」という。）による書類は、同条の規定による改正後の上尾市子どもトワイライトステイ事業実施規則の様式によるものとみなす。

２　この規則の施行の際、現に存する旧様式による用紙は、当分の間、これに所要の修正を加え、なお使用することができる。

（上尾市子育て世帯訪問支援事業実施規則の一部改正）

第８条　上尾市子育て世帯訪問支援事業実施規則の一部を次のように改正する。

第１条中「とする」を「とする。」に改める。

第７条中「の生計中心者」を「に属する者」に改める。

第１７条を第１８条とし、第１０条から第１６条までを１条ずつ繰り下げ、第９条の次に次の１条を加える。

（利用の勧奨及び支援の提供）

第１０条　法第２１条の１８第１項の規定による利用の勧奨及び同条第２項の規定による支援の提供は、上尾市児童福祉法に基づく家庭支援事業の利用勧奨及び支援提供の実施に関する規則（令和７年上尾市規則第２号）に定めるところにより実施するものとする。

別表中「第１０条」を「第１１条」に改め、同表２の項及び３の項中「生計中心者」を「利用者と同一の世帯に属する者」に改める。

第１号様式中「生計中心者」を「申請者」に改める。

第７号様式中「（第１２条関係）」を「（第１３条関係）」に改める。

第８号様式中「（第１３条関係）」を「（第１４条関係）」に改める。

第９号様式及び第１０号様式中「（第１４条関係）」を「（第１５条関係）」に改める。

第１１号様式中「（第１４条関係）」を「（第１５条関係）」に、「第

１４条第１項」を「第１５条第１項」に改める。

（上尾市子育て世帯訪問支援事業実施規則の一部改正に伴う経過措置）

第９条　この規則の施行の際、現に提出されている前条の規定による改正前の上尾市子育て世帯訪問支援事業実施規則の様式（次項において「旧様式」という。）による書類は、同条の規定による改正後の上尾市子育て世帯訪問支援事業実施規則の様式によるものとみなす。

２　この規則の施行の際、現に存する旧様式による用紙は、当分の間、これに所要の修正を加え、なお使用することができる。

（上尾市養育支援訪問事業実施規則の一部改正）

第１０条　上尾市養育支援訪問事業実施規則（令和７年上尾市規則第１号）の一部を次のように改正する。

第５条を第６条とし、第４条の次に次の１条を加える。

（利用の勧奨及び支援の提供）

第５条　法第２１条の１８第１項の規定による利用の勧奨及び同条第２項の規定による支援の提供は、上尾市児童福祉法に基づく家庭支援事業の利用勧奨及び支援提供の実施に関する規則（令和７年上尾市規則第２号）に定めるところにより実施するものとする。

第１号様式（第３条関係）

上尾市家庭支援事業利用勧奨通知書

年　　月　　日

様

上尾市長　　　　　　　　印

保護者等の方の心身の不調や子育ての不安や負担感等により、家事・育児の負担軽減を図ることが望ましいご家庭には、市がご家庭を支援する事業の利用をお勧めしています。

つきましては、下記の事業の利用が可能ですので、内容をご確認のうえ、申請手続についてご検討いただきますようお願い申し上げます。

記

児童氏名		児童生年月日	年　　月　　日
保護者等氏名			
住所			
提供事業名			
主な支援の内容			
利用が必要な理由			
利用が必要な期間			

第２号様式（第５条関係）

上尾市家庭支援事業支援提供決定通知書

年　　月　　日

様

上尾市長　　　　　　　　　　印

児童福祉法第２１条の１８第２項の規定により下記のとおり家庭支援事業による支援を提供しますので、通知します。

児童氏名		児童生年月日	年　　月　　日
保護者等氏名			
住所			
提供事業名			
提供が必要な理由			
主な支援の内容			
支援を提供する期間	年　　月　　日　から　　年　　月　　日まで		
【備考】			

教示

１　審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、上尾市長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

２　取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（上記１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。）の翌日から起算して６か月以内に、上尾市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において上尾市を代表する者は、上尾市長です。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この処分の日（上記１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して１年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第３号様式（第５条関係）

上尾市家庭支援事業支援提供通知書

年　　月　　日

様

上尾市長　　　　　　　　　　印

次の児童及び保護者等に対して、児童福祉法第２１条の１８第２項の規定により下記のとおり家庭支援事業による支援を提供しますので、通知します。

児童氏名		児童生年月日	年　月　日
保護者等氏名			
住所			
保護者等連絡先			
提供事業名			
提供が必要な理由			
主な支援の内容			
支援を提供する期間	年　月　日　から　　年　月　日まで		
【備考】			

第４号様式（第５条関係）

上尾市家庭支援事業支援提供終了通知書

年　　月　　日

様

上尾市長　　　　　　　　印

年　　月　　日付け　　第　　　号により決定した児童福祉法第２１条の１８第２項の規定による家庭支援事業の支援提供について、終了することとしたので通知します。

児童氏名		児童生年月日	年　　月　　日
保護者等氏名			
住所			
提供事業者名			
終了年月日	年　　月　　日		
終了の理由			

教示

１　審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、上尾市長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

２　取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（上記１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。）の翌日から起算して６か月以内に、上尾市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において上尾市を代表する者は、上尾市長です。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この処分の日（上記１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して１年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第５号様式（第５条関係）

上尾市家庭支援事業支援提供終了通知書

（受託事業者等用）

年　　月　　日

様

上尾市長　　　　　　　　　印

年　　月　　日付け　　　第　　　　号により決定した児童福祉法第２１条の１８第２項の規定による家庭支援事業の支援提供について、終了することとしたので通知します。

児童氏名		児童生年月日	年　　月　　日
保護者等氏名	（利用者番号：　　　　）		
住所			
提供事業者名			
終了年月日	年　　月　　日		
終了の理由			